(2)　その雇用する対象職業能力形成促進者に対して、有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が受けさせる座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数に三百八十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあっては、四百八十円）（中小企業事業主にあっては、七百六十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあっては、九百六十円））を乗じて得た額

ト　前号ハ(1)(ii)に該当する派遣先の事業主　有期実習型訓練（座学等を除く。）を受けた対象職業能力形成促進者の一人につき、九万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあっては、十二万円）（当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあっては、十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあっては、十三万円））

チ　前号ニに該当する事業主　次の(1)から(3)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)から(3)までに定める額

(1)　前号ニ(1)に該当する事業主　三十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあっては、三十六万円）

(2)　前号ニ(2)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあっては、二十四万円）

(ii)　その雇用する被保険者に与えた有給休暇の日数（当該被保険者一人につき、百五十日間を限度とする。）を合計した数に六千円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあっては、七千二百円）を乗じて得た額（一の事業主につき、当該措置の対象となる被保険者の数が一人以上の場合は、当該事業主につき一人（被保険者の数が百人以上の場合は、当該事業主につき二人）までの支給に限る。）

(3)　前号ニ(3)に該当する事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあっては、二十四万円）

三　第一号イ(1)に定める事業主が、人材育成訓練を修了した有期契約労働者等について、その雇用する有期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換措置、その雇用する無期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換措置又は有期契約労働者の無期契約労働者への転換措置（以下この項において「通常の労働者等への転換措置」という。）のうちいずれかの措置を講じた場合における前号イ(1)の規定の適用については、同号イ(1)中「百分の六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の百」とする。

四　第一号ハ(1)(i)に定める事業主が、有期実習型訓練を修了した対象職業能力形成促進者について、通常の労働者等への転換措置のうちいずれかの措置を講じた場合における第二号ホ(1)の規定の適用については、同号ホ(1)中「百分の六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の百」とする。

五　第一号ハ(1)(ii)に定める派遣先の事業主が、有期実習型訓練を修了した紹介予定派遣に係る派遣労働者について、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結しているものに限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れ措置、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れ措置又は派遣労働者の無期契約労働者への雇入れ措置のうちいずれかの措置を講じた場合における第二号ヘ(1)の規定の適用については、同号ヘ(1)中「百分の六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の百」とする。

（新設）

ニ　前号ニに該当する事業主　次の(1)から(3)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)から(3)までに定める額

(1)　前号ニ(1)に該当する事業主　三十万円（生産性要件に該当する事業主にあっては、三十六万円）

(2)　前号ニ(2)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　二十万円（生産性要件に該当する事業主にあっては、二十四万円）

(ii)　その雇用する被保険者に与えた有給休暇の日数（当該被保険者一人につき、百五十日間を限度とする。）を合計した数に六千円（生産性要件に該当する事業主にあっては、七千二百円）を乗じて得た額（一の事業主につき、当該措置の対象となる被保険者の数が一人以上の場合は、当該事業主につき一人（被保険者の数が百人以上の場合は、当該事業主につき二人）までの支給に限る。）

(3)　前号ニ(3)に該当する事業主　二十万円（生産性要件に該当する事業主にあっては、二十四万円）

（新設）

（新設）